

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

30年6月28日

(提出先)

川越市長 殿

提出者

住 所 埼玉県川越市富士見町22番1

氏 名 世紀東急工業株式会社 埼玉西営業所

所 長 中 村 直 樹

電話番号 049-227-7681

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	埼玉西営業所
事業場の所在地	川越市富士見町22番1
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業(舗装、土木工事業)
②事業の規模	1,254百万円(平成29年度完成工事高)
③従業員数	19人(平成29年4月1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコンがら	コンクリートがら
	排出量	2732 t	624 t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>建設業は請負業のため、殆どの工事は発注者の設計書に基づき施工を行っている。故に計画の段階までは、発注者の仕様となっている。しかしながら施工計画の作成にあたり発注者と協議を行い、排出抑制の提案等を行っている。</p> <p>※上記数値は、29年度埼玉県内工事の総排出量</p>		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコンがら	コンクリートがら
	排出量	6690 t	820 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>施工計画作成段階において、発生を抑制する施工方法や再生品として再利用可能な施工方法を検討し、発注者へ提案を行っている。施工に先立ち検討会を実施し、担当者取組に対し、事業所共通の課題として認識を持つこととしている。</p> <p>※上記数値は、6月現在の埼玉県内手持ち工事の計画排出量</p>		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>当社施工現場は舗装工事が多く、発生する廃棄物の種類は少ないが、再利用の観点から現場積み時に分別排出を行っている。他の廃棄物は少量のため廃棄物ごとにボックスを用意している。</p>
② 計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>排出物の種類ごとにボックスの種類を多くし、細分化を図る。</p>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 29 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトガラ	コンクリートガラ
	全処理委託量	2732 t	624 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2732 t	624 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 当社施工現場の廃棄物は、殆どがアスファルト塊・コンクリート塊であり、当社の中間処理場や他業者の中間処理場へ搬入し中間処分を行っている。後再生品となり、更にはアスファルトプラントにより加熱アスファルト混合物としている。 ※上記数値は、29年度埼玉県内工事の総排出量		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコンがら	コンクリートがら
	全処理委託量	6690 t	820 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	6690 t	820 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>当社施工現場廃棄物の内アスファルトがら・コンクリートがらは、100%再生品として再利用する。</p> <p>※上記数値は、6月現在の埼玉県内手持ち工事の計画排出量</p>			
※事務処理欄			

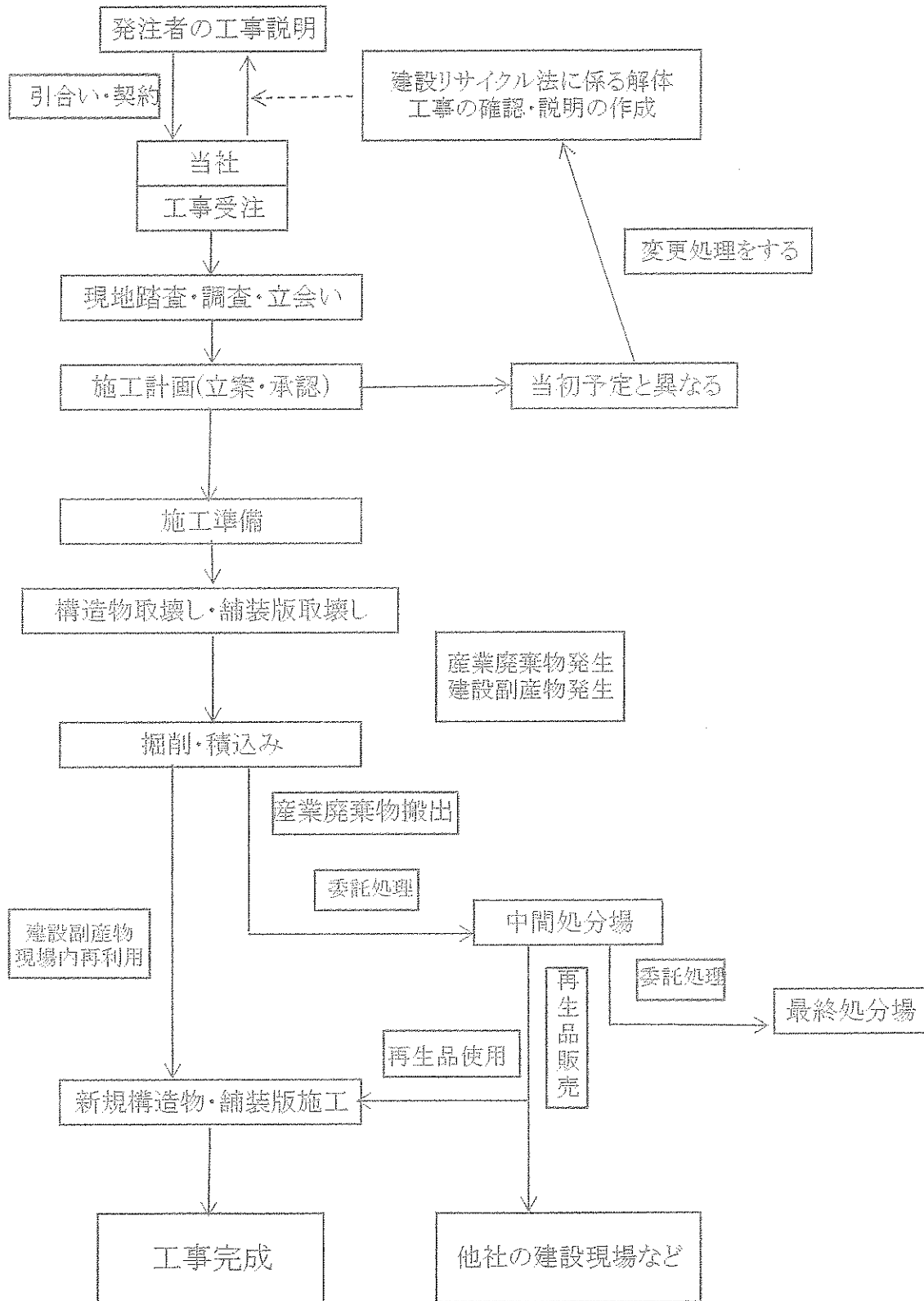
(第6面)

備考

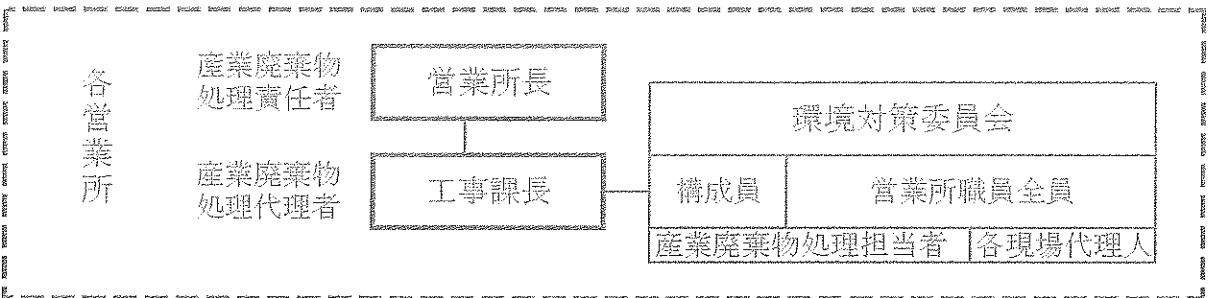
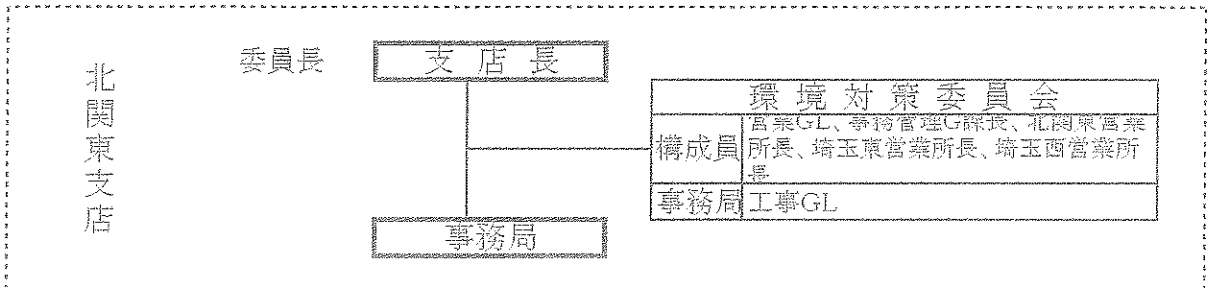
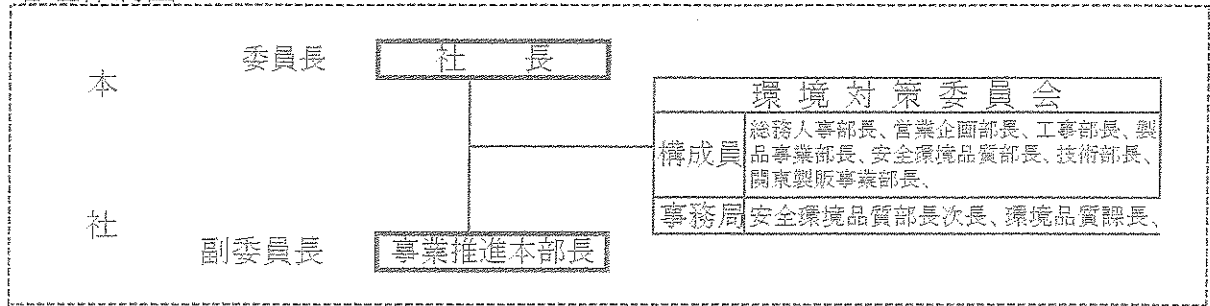
- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
  - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙①

排出・処理等のフローシート



管理体制図



産業廃棄物管理責任者  
 産業廃棄物処理代理者  
 産業廃棄物処理担当者

営業所長  
 工事課長  
 各工事 現場代理人

役割

本社	① 基本方針の立案 ② 情報、資料の収集及び調査 ③ 関連部署に対する資料提供、助言及び指導 ④ 教育、啓蒙、マニュアルの作成 ⑤ 法令の改正、行政官庁の指導内容等の周知
支店	① 産業廃棄物処理等の基本計画の作成、処理の実績記録の保存 ② 協力業者の選定及び指導管理、基本委託契約の締結 ③ 法令の改正、行政官庁の指導内容等の周知 ④ 営業所への資料提供、助言及び指導 ⑤ 廃棄物及び建設副産物の減量化、再資源化の推進 ⑥ 工事会議、施工検討会などにおける検討、指導
営業所	① 実施計画の作成 ② 発生量、排出量の把握、記録と実績報告書の作成及び報告 ③ 協力業者の指導管理、委託契約の締結 ④ 処理施設の確認及び委託処理量の把握 ⑤ 支店への廃棄物処理と建設副産物利用状況の定期的な報告 ⑥ 廃棄物及び建設副産物の減量化、再資源化の推進